四　海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二条及び第三十六条の規定による通報、同法第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十八条第一項の規定による情報の提供、同法第三十三条第二項の規定による公示、同法第三十一条第一項及び第三十四条第一項の規定による勧告、同法第三十一条第二項及び第三十四条第二項の規定による報告並びに同法第三十九条の規定による措置に関すること。

五～八　（略）

5・6　（略）

別表第十五（本部の事務所の所掌事務）（第百二十条関係）

本部の事務所	所掌事務
（略）	（略）
海上交通センター	一・二　（略） 三　本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の規定による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務 四　本部長の指定する海域に係る港則法第三十八条第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同条第四項の規定による指示、同法第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十七条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項及び第四十四条第一項の規定による勧告、同法第四十二条第二項及び第四十四条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第四十八条第二項の規定による職権（同法第五条第二項及び第三項、第六条、第九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条並びに第四十条に規定する職権に限る。）の行使に関する事務 五　本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二条及び第三十六条の規定による通報の受理、同法第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十八条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項及び第三十四条第一項の規定による勧告、同法第三十一条第二項及び第三十四条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第三十九条の規定による措置に関する事務 六～十　（略）
（略）	（略）

四　海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二条及び第三十六条の規定による通報、同法第三十条第一項及び第三十四条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告並びに同法第三十九条の規定による措置に関すること。

五～八　（略）

5・6　（略）

別表第十五（本部の事務所の所掌事務）（第百二十条関係）

本部の事務所	所掌事務
（略）	（略）
海上交通センター	一・二　（略） 三　本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務 四　本部長の指定する海域に係る港則法第三十八条第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同条第四項の規定による指示、同法第四十一条第一項及び第四十五条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第四十六条の規定による職権（同法第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条並びに第四十条に規定する職権に限る。）の行使に関する事務 五　本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二条及び第三十二条の規定による通報の受理、同法第三十条第一項及び第三十四条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第三十五条の規定による措置に関する事務 六～十　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。